

4 判定料金

判定料金は下表の通りです。

耐震診断・補強計画判定料「会員」

(単位円)

延床面積 (m ²)	鉄筋コンクリート造 1次診断	左記以外かつ 2次診断	3次診断
1,000未満	80,000	150,000	250,000
3,000未満	100,000	200,000	300,000
5,000未満	150,000	250,000	350,000
5,000以上	200,000	300,000	400,000

耐震診断・補強計画判定料「非会員」

(単位円)

延床面積 (m ²)	鉄筋コンクリート造 1次診断	左記以外かつ 2次診断	3次診断
1,000未満	160,000	200,000	320,000
3,000未満	200,000	400,000	600,000
5,000未満	300,000	600,000	840,000
5,000以上	400,000	700,000	940,000

延床面積は施設台帳または確認申請の面積とします。

本表の金額に消費税は含まれておりません。

判定料金の払い込みは判定会議日の90日前までに行ってください。

「会員」「非会員」とは、下記に該当する者を指します。

業務の委託者が公的機関の場合で、且つ申込者が(社)茨城県建築士事務所協会員の場合。
(会員)

ただし、県内にある本社または支社が協会会員であっても、県外にある支社または本社
が申込者の場合は会員扱いにはなりません。(非会員)

「耐震診断判定書」の中の「担当事務所」の欄にはここで言う申込者の名前が表記されます。

判定会議日程が決まった後、事前審査が終了せず、判定会議の日程が変更となる場合

・判定料金の30%を事務費用として別途徴収します。支払は受託事務所とします。

再判定を受ける場合

判定後に変更等が生じたため再判定が必要となった建物の再判定料金は、以下とします。
支払は受託事務所とします。

- ・ 変更が軽微な場合 : 上記料金の30%
- ・ 大規模な変更の場合 : 上記料金の80%

取り下げを行った場合の返還する割合

申し込みの取り下げを行った時期	耐震診断・補強計画判定手数料の返還する割合
受付日(入金日)から予備審査の前日まで	90%
予備審査を実施した日から事前審査の前日まで	60%
事前審査を実施した日から判定会議の前日まで	30%
ご指定の口座に振り込みする場合、振り込み手数料を別途差し引かせていただきます。	

本手数料は平成21年9月1日以降判定会議を行うものに適用します。